

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院継続3件、衆議院継続1件）であり、いずれも可決ないし修正議決した。

また、本委員会付託の請願50種類475件のうち、11種類51件を採択した。

〔法律案の審査〕

介護保険法案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設しようとするものである。

介護保険法施行法案は、介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行おうとするものである。

医療法の一部を改正する法律案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設その他の所要の措置を講じようとするものである。

以上3案は第139回国会に提出され、同国会では衆議院において、継続審査となり、第140回国会では、衆議院で修正議決され本院に送付されたが、継続審査となっていた。

委員会においては、3案を一括議題として、参考人からの意見聴取、延べ4回にわたる地方公聴会（高知、山梨、愛知、大分）及び中央公聴会を行うとともに、公的介護保障を社会保険方式によることの是非、介護サービス基盤の早急な整備の必要性、要介護認定の在り方、介護報酬の設定の在り方、加齢疾病条項の取扱及び若年障害者に対する介護施策の在り方、保険料及びサービス利用料に係る低所得者対策、市町村に対する財政支援の必要性、地域医療支援病院の在り方等について質疑が行われた。なお、橋本総理大臣に対し質疑を行った。

採決により質疑を終局した後、自由民主党、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合及び太陽を代表して今井委員から、介護保険法案に対する修正案（介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記する）及び介護保険法施行法案に対する修正案（第140回国会で成立した健康保険法等の一部を改正する法律が平成9年9月1日から施行されたことに伴い、介護保険法施行法案第29条等の規定について所要の整理を

行う)が提出された。

討論の後、介護保険法案及び介護保険法施行法案は多数をもって修正議決され、医療法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、3案に対し、19項目の附帯決議を付した。

精神保健福祉士法案は、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定めようとするものである。本法案は第140回国会に提出され衆議院において継続審査となっていた。

言語聴覚士法案は、言語機能及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等を行う専門技術者の果たす役割が重要になってきたことにかんがみ、言語聴覚士の資格を定めようとするものである。

委員会においては、両案を一括議題として、精神保健福祉士を独立の資格として制度化する理由、精神障害者社会復帰施設の着実な整備、言語聴覚士に係る診療の補助行為の内容、両資格制度に係る診療報酬上の適切な位置付け等について質疑を行った後、いずれも全会一致をもって原案どおり可決した。なお、精神保健福祉士法案には12項目の、言語聴覚士法案には6項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

第140回国会閉会後の8月27日及び28日、秋田県に、また9月3日及び4日、長野県に、医療保険及び介護問題等に関する実情調査のため委員派遣を行った。

委員派遣では、各県からの概況説明聴取及び関係者からの意見聴取を行ったほか、秋田県では由利組合総合病院及び南部老人福祉総合エリアを、長野県ではケアポートみまき及び佐久総合病院を視察した。

9月18日、派遣報告及び委員間の意見交換を行うとともに、8月7日に公表された医療保険制度の抜本改革案（「21世紀の医療保険制度（厚生省案）」）について厚生大臣からの説明聴取及び質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年9月18日（木）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 派遣委員から報告を聞いた後、意見の交換を行った。
 - 21世紀の医療保険制度（厚生省案）について小泉厚生大臣から説明を聞いた後、医療保険及び介護問題等に関する件について同大臣及び厚生省当局に対し質疑を行った。
-

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年10月21日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本看護協会常任理事	山崎	摩耶君
法政大学社会学部助教授	伊藤	周平君
財団法人地方自治総合研究所政策研究部長・介護の社会化を進める一万人市民委員会運営委員	池田	省三君
奈井江町長	北	良治君
甲府共立在宅介護支援センター長	生松	みち子君
全国社会福祉施設経営者協議会会長	吉村	靱生君

○平成9年10月23日（木）（第3回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年10月28日（火）（第4回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について小泉厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年10月30日（木）（第5回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上 3 案審査のため委員派遣を行うことを決定した後、小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 6 日（木）（第 6 回）

- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 13 日（木）（第 7 回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 18 日（火）（第 8 回）

- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

また、3 案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成 9 年 11 月 25 日（火）（第 9 回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 27 日（木）（第 10 回）

- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上3案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月27日（木）（公聴会 第1回）

○介護保険法案（第139回国会閣法第7号）

介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）

医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

総合ケアセンター泰生の里総合施設長	雨宮	洋子君
生活クラブ生活協同組合千葉理事長	池田	徹君
地域自治を考える文京の会会員	石田	玲子君
神戸市看護大学教授	岡本	祐三君
白梅学園短期大学教授・社会福祉法人ひまわりの会理事長	佐野	英司君
特別養護老人ホーム信愛泉苑施設長	鈴木	恂子君
立教大学教授（コミュニティ福祉学部開設準備室所属）	高橋	紘士君
サポートハウス年輪介護コーディネーター	安岡	厚子君

○平成9年12月2日（火）（第11回）

○介護保険法案（第139回国会閣法第7号）

介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）

医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について橋本内閣総理大臣、小泉厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）

介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）

以上両案をいずれも修正議決し、

医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）を可決した。

（第139回国会閣法第7号）

賛成会派 自民、民緑、社民、太陽

反対会派 平成、共産

（第139回国会閣法第8号）

賛成会派 自民、民緑、社民、太陽

反対会派 平成、共産

（第139回国会閣法第9号）

賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、太陽

反対会派 なし

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成9年12月4日（木）（第12回）

○精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）（衆議院送付）

言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について小泉厚生大臣から趣旨説明を、言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院厚生委員長代理長勢甚遠君から説明を聞いた。

○平成9年12月11日（木）（第13回）

○精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）（衆議院送付）

言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第14回）

○精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）（衆議院送付）

言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（第140回国会閣法第90号）

賛成会派 自民、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 平成、民緑、太陽

（閣法第8号） 賛成会派 自民、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 平成、民緑、太陽

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○請願第53号外50件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第10号外423件を審査した。

○社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

言語聴覚士法案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、人口の高齢化等に伴い、リハビリテーション医療の分野において言語機能及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等を行う専門技術者の役割が重要になってきたことにかんがみ、新たに言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

2 定義

この法律で「言語聴覚士」とは、厚生大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいうものとする。

3 免許

- (1) 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならないものとする。
- (2) 目が見えない者等一定の事由に該当する者には、免許を与えないものとするとともに、罰金以上の刑に処せられた者等一定の事由に該当する者には、免許を与えないことがあるものとする。
- (3) 免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行うものとし、厚生大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付するものとする。
- (4) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に言語聴覚士名簿の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に関し、所要の規定を置く。

4 試験

- (1) 試験は、言語聴覚士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年1回以上、厚生大臣が行うものとする。
- (2) 試験の受験資格は、学校教育法の規定により大学に入学することができる者等で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養

成所において、3年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの等とする。

- (3) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に関し、所要の規定を置く。

5 業務等

- (1) 言語聴覚士は、名称の使用の停止を命ぜられている場合を除き、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練及び人工内耳の調整等の行為を行うことを業とすることができるものとし、言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならないものとする。
- (2) 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとするとともに、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者の福祉に関する業務を行う者その他の関係者との連携を保たなければならないものとする。
- (3) 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとし、言語聴覚士でなくなった後においても同様であるものとする。
- (4) 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。
- (5) 罰則に関し、所要の規定を置く。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 試験の受験資格の経過的特例を設ける等所要の規定を整備する。

なお、本法律案は、衆議院において、附則に次の規定を追加する修正が行われた。

政府は、他の資格制度における障害者に係る欠格事由についての検討の状況を踏まえ、適正な医療を確保しつつ障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進するという観点から、言語聴覚士の資格に係る欠格事由の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会づくり（ノーマライ

ゼーション)を推進する観点から、現在、総理府を中心に行われている障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討結果に基づき、医療関係職種の資格制度における障害者に係る欠格事由の見直しを行うこと。

- 2 現に病院、診療所、学校、福祉施設等において、言語機能、聴覚の維持向上のための訓練、検査等の業務に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。
 - 3 言語聴覚士の今後の需要動向の把握に努めながら、養成施設の確保に配慮する等、適切な人材の養成確保に努めるとともに、その処遇の向上を図ること。
 - 4 言語聴覚士の資質の向上を図るため、4年制大学を始めとする学校養成所における養成課程の充実に努めること。
 - 5 言語聴覚士が円滑に業務を行うことができるよう、保健医療、福祉及び教育のそれぞれの分野における必要な条件整備について検討すること。
 - 6 言語聴覚士に係る指定登録機関又は指定試験機関については既存の公益法人を指定することとし、指定を受けるための新たな公益法人の設立は行わないこと。
- 右決議する。

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2 保険者

市町村及び特別区は、介護保険を行うこととし、国及び都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な各種の措置を講じなければならないこととする。

3 被保険者

介護保険は、65歳以上の者を第1号被保険者とし、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者とする。

4 保険給付

(1) 保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態の予防に資するよう行われるとともに、その内容及び水準は、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないこととする。

(2) 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当することについて、市町村の認定（要介護認定）を受けなければならない。

(3) 要介護者

「要介護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

① 要介護状態にある65歳以上の者

② 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものによって生じたものであるもの

(4) 要介護状態

「要介護状態」とは、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生省令で定める要介護状態の区分のいずれかに該当するものをいう。

(5) 介護サービスの種類

① 居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与

② 施設サービス 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス

(6) 要介護状態となるおそれのある状態にある要支援者に対し、居宅サービス等介護サービスに準じた給付を行う。

(7) 保険給付の制限、保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止等に関し、所要の規定を設ける。

5 基本的指針及び介護保険事業計画

保険給付の円滑な実施の確保を図るため、厚生大臣は、保険給付に係るサービスを提供する体制の確保等に関する基本的な指針を定めるものとし、市

町村及び都道府県は、それぞれ保険給付に必要なサービスの確保等に関する計画を定めることとする。

6 費用等

- (1) 介護保険制度を各主体が重層的に支え合うという観点から、国は、介護保険給付等に要する費用の4分の1を負担するとともに、要介護認定等の事務に要する経費の2分の1に相当する額を交付することとし、都道府県及び市町村は、それぞれ、保険給付に要する費用の8分の1ずつを負担することとする。
- (2) 第1号被保険者は市町村に保険料を納付するものとし、各医療保険者は、すべての被保険者数に対するすべての第2号被保険者数の割合を勘案して算定される介護給付費納付金を、社会保険診療報酬支払基金に納付し、支払基金はこれを各市町村に対し一律に交付することとする。

7 財政安定化基金等

- (1) 市町村の介護保険の財政の安定化に資するため、都道府県は、財政安定化基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が生じた場合に、資金の交付又は貸付けを行うこととする。
- (2) 市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、他の市町村と共同して、介護給付等に要する費用の財源について、相互に調整する事業を行うことができるものとし、この場合に、都道府県は、当該市町村の求めに応じ、所要の調整等を行うものとする。

8 国民健康保険団体連合会

国民健康保険団体連合会は、市町村から委託を受けて保険給付に係る費用の請求に関する審査支払業務等を行うとともに、サービス提供機関に対する必要な指導助言等を行うものとする。

9 審査請求

要介護認定等を含む保険給付に関する処分又は保険料等の徴収金（納付金等を除く。）に関する処分に不服がある者は、各都道府県に置かれた介護保険審査会に審査請求をすることができる。

10 検討

政府は、要介護者に対する保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の状況、国民負担の推移等を勘案するとともに、障害者福祉施策、医療保険制度等との整合性に配慮し、被保険者の範囲、保険給付の内容及び水準、保険料の負担の在り方を含め、介護保険制度の全般について、地方公共団体等の関係者の意見を考慮しつつ、検討を加え、その結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

11 施行期日

- この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成12年4月1日とする。
- なお、本法律案は、衆議院において、次の措置を講ずる修正が行われた。
- (1) 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 介護保険制度の全般に関する検討は、この法律の施行後5年を目途として行われるものとする。

介護保険法案委員会修正

【要 旨】

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記すること。

【介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 介護保険制度の円滑な施行を図るため、新ゴールドプランの確実な達成を図るとともに、早急に介護保険事業計画等の策定に向けた準備に取り組み、制度施行後においても、介護サービス基盤の着実な充実が図られるよう、介護保険制度導入に伴う財政影響等を踏まえて、地方自治体が策定する介護保険事業計画等の達成のため、所要の支援措置を講ずること。
- 2 介護保険法施行法に基づき在宅介護サービスに係る経過的な給付水準を定める市町村について、できる限り早期に全国標準的な給付水準の達成が図られるよう、積極的な支援措置を講ずること。また、離島、中山間地域等の過疎地における介護基盤の早急な整備を支援すること。
- 3 市町村による安定的な保険財政の運営及び円滑な保険者事務の執行が行われるよう、市町村の実情を踏まえた、適切な支援措置を講ずること。
- 4 在宅介護サービスについては、民間企業、農協、生協、シルバー人材センター、ボランティア団体等多様な事業主体の活用が図られるとともに、介護サービスの質の向上につながるよう、事業者の指定基準の設定やサービス提供方法の在り方等において、配慮すること。
- 5 介護施設については、一元化の方向を目指しつつ、その機能・役割分担の明確化を図るとともに、社会福祉の構造を見直す観点から、施設整備費補助金の在り方、社会福祉法人の在り方等について検討を進めること。特に、介護保険制度の施行に向け、地方公共団体において、社会的入院及び特別養護

老人ホームの入所待機者の解消を図るため、長期入院や入所待機の実態の把握、適切なケアマネジメントの方法、在宅サービスと均衡の取れた施設整備の在り方等について具体的な方策が講じられるようにすること。

- 6 療養型病床群については、介護保険制度の円滑な施行を図るため、適切な療養環境を確保しつつ着実な整備を進めるため、介護力強化病院からの転換の支援等所要の措置を講ずること。
- 7 介護保険法の施行日前に特別養護老人ホームに入所している者については、法施行後も、その処遇が急激に変化することのないよう十分に配慮するとともに、法施行後における養護老人ホームの在り方については所要の検討を行うこと。
- 8 ホームヘルパー、介護支援専門員等介護サービスを担う人材の安定的な確保が図られるよう、民間事業者の参入促進、潜在的な人材の掘り起こし、適切な養成研修システムの確立及び介護報酬上の評価等の措置を講ずること。
- 9 介護報酬については、民間事業者の参入を促し、質の高いサービスの選択が可能となるような水準とするとともに、その設定に当たっては、介護の困難度、地域差、要介護度の改善への動機づけ等を勘案すること。また、特別養護老人ホーム等事業者が円滑に介護保険制度に移行できるよう必要な配慮を行うこと。
- 10 要介護認定業務については、介護保険制度の施行までの間に十分な試行を行い、公平、公正な審査判定基準の設定等に努めるとともに、申請手続の簡素化及び認定業務の迅速化を図ること。あわせて、痴呆の要介護度については、介護の実態に応じた認定が行われるよう配慮すること。また、介護認定審査会は介護保険の根幹をなす重要な機関であることにかんがみ、その委員については、保健・医療・福祉の幅広い専門家による公平性と専門性を重視した構成とすること。
- 11 第1号被保険者の保険料及び利用料に係る高額介護サービス費の設定に当たっては、高齢者の所得・資産・生活の実態を踏まえ、困窮する低所得の高齢者に対して配慮すること。
- 12 被保険者によるサービス選択という介護保険の理念を実現するため、地方公共団体において、介護事業者等介護サービスに関する情報が、広く被保険者に提供されるよう配慮するとともに、介護保険事業計画の策定等に係る被保険者の意見の反映について、適切な方策が講じられるようにすること。また、サービス提供事業者及び介護保険施設が自らサービスの質の評価を行い、その質の向上に努めるよう指導すること。
- 13 国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務の運用に当たっては、被保険者が申し立てしやすいように、身近な窓口での受付、申立ての方法等に

配慮すること。

- 14 配食サービス等の介護保険給付に含まれないサービス並びにデイサービスや福祉用具の利用など、介護保険法及び老人福祉法に共通するサービスについては、地域での高齢者の自立生活を支援する観点から、相互の連携に留意し、その総合的な推進に配慮すること。また、独居老人等で介護保険の給付対象とならない者に対する総合的な福祉サービスの推進を図ること。
 - 15 難病患者を含む若年障害者に対する介護サービスについて、高齢者に対する介護保険給付と遜色のないものとなるよう、障害者プランに基づき、その拡充を図るとともに、その確実な達成のため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画が全ての市町村で策定されるよう、地方公共団体に対して適切な指導を行うこと。また、障害者が65歳に達し、介護保険の給付対象になることがあっても、それ以前に受けていた福祉サービスの水準を維持することができるよう、必要な措置を講ずること。
 - 16 介護支援専門員や在宅介護支援センターにおける相談助言、要介護者の立場に立った適切・公正な介護サービス計画の作成、要介護認定等に関する不服申立制度の周知等を通じ、要介護者本人の意向を尊重したサービスが提供され、被保険者の権利が擁護されるよう努めるとともに、自己決定の理念を尊重した新たな成年後見制度の創設について、立法化を含めた検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - 17 要介護認定の基準、特定疾病の範囲、介護事業者の指定基準、介護報酬、保険料の算定方法等、介護保険制度の基本的事項については、適正な手続の下に決定過程の透明化を図りつつ、できる限り早急にその基本的考え方等を明らかにすること。また、法律によって政省令に委ねられた重要事項については、本委員会に報告すること。
 - 18 今後の高齢化の進展を踏まえ、社会保障構造改革を進めるに当たっては、歳出の効率化を図るとともに、その財源の在り方については、社会保障の負担と経済活動との関係、国民負担全体の中での直接税、間接税及び社会保険料の在り方、若年層と高齢者層の負担の均衡、給付と負担の関係の明確性、自己負担と公的支援の役割分担と連携等を総合的に勘案し、検討を加えること。
 - 19 地域医療支援病院とかかりつけ医の機能分担・連携をさらに進め、大病院への患者の集中を是正するための適切な措置を講ずること。また、医療機関の広告事項に関しては、認定基準の明確化等を図った上で専門医資格を追加するなど医療における情報提供の推進を図ること。
- 右決議する。

介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）

【要 旨】

本法律案は、介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 経過措置

(1) 居宅給付支給限度基準額に関する経過措置

介護保険法の施行時においては、居宅サービスの供給体制の整備状況が地域によって異なることが考えられるため、法定の支給限度基準額に基づく介護給付等を円滑に行うことができる日までの間、市町村は、居宅サービスに係る供給体制の整備状況等を考慮して、法定の支給限度基準額を下回る額をその市町村の支給限度基準額とすることができることとする。また、国及び都道府県は、このような市町村に対し、必要な支援を行うこととする。

(2) 現在の指定老人訪問看護事業者、特別養護老人ホーム、老人保健施設等が、介護保険法の指定居宅サービス事業者又は介護保険施設に円滑に移行できるよう必要な経過措置を定めることとする。

(3) 施行日において老人福祉法の措置により特別養護老人ホームに入所している者については、施行日以後引き続き入所している間は、5年間に限り、介護保険の保険給付を行うに当たり要介護認定を不要とする等、所要の経過措置を講ずることとする。

(4) 介護保険法の施行のために必要な準備として、各種の基準についての審議会への諮問や要介護認定の手続等の行為を、施行日前においても行うことができることとする。

2 関係法律の規定の整備

(1) 老人福祉法の改正

老人福祉法の老人居宅生活支援事業等について、原則として利用者が自ら契約により利用できることとなることに伴い、定義規定の改正を行うほか、やむを得ない理由により介護保険のサービスを利用することが著しく困難である場合には、市町村が居宅における介護等の措置を採ること等の改正を行うこととする。

(2) 老人保健法の改正

介護保険法において老人訪問看護事業者及び老人保健施設に相当する事業者及び施設が規定されることに伴う所要の規定の整備等を行うこととする。

(3) 健康保険法の改正

健康保険事業に要する費用に介護保険の納付金の納付に要する費用を含

めるとともに、被保険者の保険料額は、介護保険の第2号被保険者である被保険者については、一般保険料額と介護保険料額との合算額とし、それ以外の被保険者については、一般保険料額とする等の改正を行うこととする。

(4) 国民健康保険法の改正

国民健康保険事業に要する費用に介護保険の納付金の納付に要する費用を含めるとともに、その費用に充てるための保険料は介護保険の第2号被保険者である被保険者について賦課することとするほか、保険料の未納対策を強化する等の措置を講ずることとする。

(5) その他

生活保護法の改正として介護扶助を創設することとするほか、介護保険法の施行に伴う所要の法律の改正を行うこととする。

3 施行期日

この法律の施行期日は、一部の事項を除き、介護保険法の施行の日とする。

なお、本法律案は、衆議院において、介護保険法及び介護保険法施行法の法律番号を「平成9年法律第 号」に改める修正が行われた。

介護保険法施行法案委員会修正

【要 旨】

健康保険法等の一部を改正する法律（平成9年法律第94号）が平成9年9月1日から施行されたことに伴い、介護保険法施行法案第29条（健康保険法の一部改正）、第33条（船員保険法の一部改正）、第36条（国民健康保険法の一部改正）、第42条（国家公務員共済組合法の一部改正）及び第45条（地方公務員等共済組合法の一部改正）について、所要の整理を行うこと。

【附 帯 決 議】

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）と同一内容の附帯決議が行われている。

医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 医療提供に当たっての説明に関する事項

医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めるものとする。

2 診療所の療養型病床群に関する事項

- (1) 療養型病床群は、病院の病床のみならず、診療所の病床のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者（以下「長期療養患者」という。）を収容するためのものをいうものとする。
- (2) 診療所に療養型病床群を設けようとする等のときは、都道府県知事の許可を受けるものとする。
- (3) 診療所の療養型病床群に係る病床については、病院の一般病床と合わせて医療計画の必要病床数を算定し、これにより公的性格を有する診療所の療養型病床群の設置等に関し規制を行う。
- (4) 療養型病床群に収容された患者については、診療所の管理者は患者の収容時間制限の努力義務を負わないものとする。
- (5) 療養型病床群を設ける診療所は、長期療養患者に適した厚生省令で定める員数の医師、看護婦、看護の補助の業務に従事する者等及び機能訓練室等の施設を有するものとする。
- (6) 医療計画達成のための勧告の対象に、診療所の療養型病床群の設置等を加える。

3 地域医療支援病院に関する事項等

- (1) 国、都道府県、市町村、5の(1)の②の特別医療法人等が開設する病院であって、地域医療の確保のために必要な支援に関する一定の要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができるものとする。
- (2) 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - ① 病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させること。
 - ② 救急医療を提供すること。
 - ③ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
 - ④ 診療等に関する記録を体系的に備え、かつ、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ、診療に関する諸記録のうち患者の秘密を害するおそれがないものを閲覧させること。
 - ⑤ 他の病院又は診療所から紹介された患者のために医療を提供すること。
- (3) 地域医療支援病院は、集中治療室、病理等の検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、諸記録等を有する。
- (4) 総合病院に関する規定を廃止する。

4 医療計画に関する事項

(1) 都道府県が定める医療計画においては、病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定及び必要病床数に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 地域医療支援病院の整備の目標、療養型病床群に係る病床の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
- ② 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項
- ③ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
- ④ へき地の医療の確保が必要な場合にあっては、当該医療の確保に関する事項
- ⑤ 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項
- ⑥ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

(2) (1)に掲げる事項は、2次医療圏ごとの医療提供体制が明らかになるように定めるものとする。

(3) (1)の①の療養型病床群に係る病床の整備の目標に関して標準を厚生省令で定めるものとする。

5 医療法人に関する事項

(1) 医療法人の業務の範囲を拡大する。

- ① 医療法人は、老人居宅介護等事業等の第2種社会福祉事業のうち厚生大臣の定めるものを行うことができるものとする。
- ② 医療法人のうち、一定の要件に該当するもの(特別医療法人)は、その開設する病院、診療所又は老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為に定めるところにより、その収益を病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生大臣の定める業務を行うことができるものとする。

(2) 都道府県知事は、医療法人がその開設したすべての病院、診療所又は老人保健施設を休止又は廃止後1年以内に正当な理由がないのに再開しないときは設立の認可を取り消すことができる。

6 医業等に関する広告に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、療養型病床群の有無及び紹介先の病院又は診療所の名称を追加する。

7 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行う。

8 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1、5の(1)の①に関する事項については、公布の日から施行する。

(2) この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

なお、本法律案は、衆議院において、介護保険法及び介護保険法施行法の法律番号を「平成9年法律第 号」に改める等の所要の修正が行われた。

【 附 帯 決 議 】

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）と同一内容の附帯決議が行われている。

精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）

【 要 旨 】

本法律案は、近時の精神障害者の社会復帰をめぐる状況にかんがみ、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定めようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 定義

この法律において「精神保健福祉士」とは、4の(1)の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている者、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用して、その社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいうものとする。

3 試験

(1) 精神保健福祉士試験（以下「試験」という。）に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有するものとする。

(2) 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年1回以上、厚生大臣が行うものとする。

(3) 試験の受験資格は、学校教育法に基づく大学等（短期大学を除く。）に

において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目を修めて卒業した者等とする。

- (4) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に関し所要の規定を置く。

4 登録

- (1) 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に登録を受けなければならないものとし、登録に関し所要の規定を置く。
- (2) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に関し所要の規定を置く。

5 義務等

- (1) 精神保健福祉士は、その信用を傷つけるような行為をしてはならないものとする。
- (2) 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとし、精神保健福祉士でなくなった後においても同様であるものとする。
- (3) 精神保健福祉士は、医師その他の医療関係者との連携を保つとともに、精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならないものとする。
- (4) 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならないものとする。

6 罰則

罰則に関し、所要の規定を設ける。

7 施行期日等

- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、養成施設等の指定に係る部分については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 試験の受験資格の経過的特例を設ける等所要の規定を整備する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 精神障害者等の自立と社会経済活動への参加を推進するため、障害者プラン等の充実に努め、障害者プラン等に沿った社会復帰施設・地域生活援助事業等の着実な整備・拡充を図ること。
- 2 精神障害者に係る保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の確立を

- 図るため、医療計画における2次医療圏等を参考とした障害保健福祉圏を設定し、各種のサービスを面的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築すること。また、精神障害者保健福祉施策等の推進における市町村の役割を明確にすること。
- 3 精神保健福祉士の養成に当たっては、実習の機会を十分確保すること。また、資質の向上及び適切な人材の確保に努め、既に精神病院等において精神障害者の社会復帰のための相談援助に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。
 - 4 4年制大学・看護婦養成所等において既に精神保健福祉士の指定科目を修めている場合には、精神保健福祉士の養成課程における当該科目の免除等の措置を講ずることを具体的に検討すること。
 - 5 社会福祉士の受験資格を得るための実務経験施設に医療施設を追加することについて検討することとし、また、社会福祉士の養成カリキュラム及び実習内容についての所要の見直しを行う等、社会福祉士の制度の拡充を図るとともに、社会福祉士の活用・普及に努めること。
 - 6 精神保健福祉士及び社会福祉士が、互いの資格を取得しようとする場合には、それぞれの養成課程において科目免除等の措置を講ずることを具体的に検討すること。
 - 7 医療ソーシャルワーカーの資格制度については、速やかに検討を開始すること。その際には、ソーシャルワーカー全般の資格制度の在り方を踏まえること。
 - 8 精神保健におけるチーム医療を確立するため、臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討を進め、速やかに結論を得ること。
 - 9 精神病院における不祥事件の多発にかんがみ、開放処遇など適切な医療提供、医療機関の情報公開の推進及び精神病院の指導監督の徹底を図ること。
 - 10 精神障害者等の一層の人権擁護を図る観点から、自己決定の理念を尊重した新たな成年後見制度の創設、並びに精神医療審査会の充実強化等について総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - 11 精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限について、現在、総理府を中心に行われている障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討結果に基づき、その見直しを行うこと。
 - 12 精神保健福祉士に係る指定登録機関又は指定試験機関の指定を受けるための新たな法人の設立は行わないこと。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
8	言語聴覚士法案	衆	9.10.13	9.12.3	9.12.12 可 決 附帯決議	9.12.12 可 決	9.11.7	9.11.28 修 正 附帯決議	9.12.2 修 正
139 /7	介護保険法案	※	8.11.29	6.13	12.2 修 正 附帯決議	12.3 修 正	12.4	12.5 可 決	12.9 可 決
			○第139回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 ○第140回国会 参本会議趣旨説明 参継続						
139 /8	介護保険法施行法案	"	11.29	6.13	12.2 修 正 附帯決議	12.3 修 正	12.4	12.5 可 決	12.9 可 決
			○第139回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 ○第140回国会 参本会議趣旨説明 参継続						
139 /9	医療法の一部を改正する法律案	"	11.29	6.13	12.2 可 決 附帯決議	12.3 可 決	12.4	12.5 可 決	12.9 可 決
			○第139回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 ○第140回国会 参本会議趣旨説明 参継続						
140 /90	精神保健福祉士法案	"	9.5.6	12.3	12.12 可 決 附帯決議	12.12 可 決	9.29	11.28 可 決 附帯決議	12.2 可 決
			○第140回国会 衆継続						